

重要事項説明書 『短期入所療養介護』

1 施設の概要

(1) 施設の名称等

施設名	独立行政法人地域医療機能推進機構 若狭高浜病院附属介護老人保健施設
開設年月日	平成 6 年 4 月 1 日
所在地	福井県大飯郡高浜町宮崎 8 7 号 1 4 番地 2
電話番号	(0770) 72-5115
FAX 番号	(0770) 72-5477
管理者名	施設長 秋野 裕信
介護保険指定番号	介護老人保健施設 (1852380011)

(2) 施設の目的

介護老人保健施設は、看護、医学的管理の下での介護やリハビリテーション、その他必要な医療と日常生活上のお世話等の介護保険施設サービスを提供することで、入所者の能力に応じた日常生活を営むことができるようになり、1日でも早く家庭での生活に戻ることができるよう支援することを目的とした施設です。さらに、家庭復帰の場合には、療養環境の調整等の退所時の支援も行いますので、安心して退所していただけます。

この目的に沿って、当施設では以下のような運営方針を定めていますので、ご理解いただいた上でご利用ください。

(3) 施設の方針

- ① 当施設では、入所者の有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう、施設サービス計画に基づいて、医学的管理の下におけるリハビリテーション、看護、介護その他日常的に必要とされる医療並びに日常生活上の世話をを行い、居宅における生活への復帰を目指します。
- ② 当施設では、入所者の意思及び人格を尊重し、自傷他害の恐れがある等緊急やむを得ない場合以外、原則として入所者に対し身体拘束を行いません。
- ③ 当施設では、介護老人保健施設が地域の中核施設となるべく、居宅介護支援事業者、その他保健医療福祉サービス提供者及び関係市区町村等と綿密な連携をはかり、入所者が地域において統合的サービス提供を受けることができるよう努めます。
- ④ 当施設では、明るく家庭的雰囲気を重視し、入所者が「にこやか」で「個性豊かに」過ごすことができるようサービス提供に努めます。
- ⑤ サービス提供にあたっては、懇切丁寧を旨とし、入所者又はその家族に対して療養上必要な事項について、理解しやすいように指導又は説明を行うとともにに入所者の同意を得て実施するよう努めます。

- ⑥ 入所者の個人情報の保護は、個人情報保護法に基づく厚生労働省のガイドラインに則り、当施設が得た入所者の個人情報については、当施設での介護サービスの提供にかかる以外の利用は原則的に行わないものとし、外部への情報提供については、必要に応じて入所者またはその代理人の了解を得ることとします。

(4) 施設の職員体制（入所に係る職員を含む　兼務…通所との兼務者）

職種	人数	(夜間)	業務内容
医師	1人（兼務）		診察・治療・療養指導・保健指導等
薬剤師	0.3人以上		入所者に係る調剤・薬剤の適正使用等
看護職員	7人以上	1人	看護業務・保健衛生・健康教育等
介護職員	19人以上	2人	日常生活全般の介護業務等
支援相談員	1人以上		入退所の相談・指導や事業計画立案実施
管理栄養士又は栄養士	1人（兼務）		栄養指導・献立・調理・嗜好調査等・食事相談
理学療法士又は作業療法士	2人以上		心身諸機能の維持・改善や減退防止訓練
介護支援専門員	1人（兼務）		施設サービス計画の策定等
事務職員その他	若干名		事務・経理全般・調理業務・運転業務等

(5) 入所定員等

- ・定員 70名（施設入所を含む）
- ・療養室 個室=18室 2人部屋=6室 4人部屋=10室

2 サービス内容

- ① 施設サービス計画の立案
- ② 食事（糖尿食、心臓高血圧食、肝臓食等の治療食の提供にも応じます）・口腔衛生管理
- ③ 入浴
- ④ 医学的管理・看護
- ⑤ 介護
- ⑥ リハビリテーション
- ⑦ 相談援助サービス
- ⑧ 栄養管理・食事相談・栄養ケアマネジメント等の栄養状態の管理
- ⑨ その他

*これらのサービスの中には、入所者から基本料金とは別に利用料金をいただくものもありますので、ご相談ください。

3 利用料金

(1) 基本料金・加算料金

介護保険制度では、要介護度によって基本料金が異なり、『介護保険負担割合証』に記載された利用者負担の割合に応じた額をお支払いいただきます。

詳しくは、別紙『利用料金表』を参照ください。

(2) その他の料金

所得に応じて居住（滞在）費と食費が減額される制度があります。詳しくは住所地の市町村にお尋ねください。なお、減額を受けるためには申請が必要です。申請後、該当者には『介護保険負担限度額認定証』が発行されます。

詳しくは、別紙『利用料金表』を参照ください。

日常生活費に含まれているものについては別紙『日常生活費のご案内』を参照ください。

(3) 支払い方法

請求書は月末に締め切り、毎月10日頃に郵送致します。

お支払いは、ご指定の口座より22日（22日が休日の場合、翌営業日となります）に引き落としとさせていただきます。

4 協力医療機関等

当施設では、下記の医療機関・歯科医療機関にご協力をいただいているます。

協力医療機関	若狭高浜病院
所在地・電話番号	福井県大飯郡高浜町宮崎 87-14-2 TEL (0770) 72-0880
協力歯科医療機関	医療法人 池田第二歯科
所在地・電話番号	福井県大飯郡高浜町宮崎 64-10-2 TEL (0770) 72-6480

5 施設利用に当たっての留意事項

(1) 食事

施設利用中の食事は、特段の事情がない限り施設の提供する食事をお召し上がりいただきます。食費は保険給付外の利用料と位置付けられていますが、同時に、施設は利用者の心身の状態に影響を与える栄養状態の管理をサービス内容としているため、その実施には食事内容の管理が欠かせません。そのため、飲食物の持ち込みはご遠慮いただいております。ご面会時の差し入れもご遠慮ください。

(2) 洗濯等

家族様が持ち帰り洗濯・交換する家族洗濯か、私物洗濯のどちらかを選択していただけます。私物洗濯をご希望の方は、申込が必要ですので施設までお申し出ください。

(3) その他の生活事項について

① 担当医師の指示による診察、服薬、検査等を受けていただきます。

② 日中はできるだけお部屋から出ていただき、機能訓練の他、趣味、娯楽、談話等でお過ごしください。

- ③ 消灯は21時です。他の入所者に迷惑のならないようにお願いします。
- ④ 飲酒、喫煙、火気の取り扱いは当施設では固くお断り致します。
- ⑤ 入浴は週2回程度行いますが、必要と思われる方は随時行いますので、職員にお申し付けください。
- ⑥ 防火・避難訓練は適宜行いますので、ご協力ください。その他、分からぬこと、不安なことはいつでもお気軽に職員にお尋ねください。
- ⑦ 職員に対するお心遣いは、絶対にご遠慮願います。

6 禁止事項

- (1) 当施設では、多くの方に安心して療養生活を送っていただくために、利用者の「営利行為、宗教の勧誘、ペットの持ち込み、特定の政治活動等」は禁止しています。
- (2) 当施設従業員に対する暴言・暴力・セクハラ行為は禁止しています。

7 身体拘束の廃止

施設では原則として入所者に対し身体拘束を行いません。但し、自傷他傷等のおそれがある場合など、入所者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶなど緊急やむを得ない場合は施設長又は医師が判断し説明と同意を得た上で、身体拘束その他入所者の行動を制限する場合があります。この場合、その様態及び時間・心身の状況・緊急やむを得なかつた理由を記録します。

- (1) 身体拘束適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行う行うことができるものとする。）を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の職員に周知徹底を図ります。
- (2) 身体拘束等の適正化に関する指針を整備します。
- (3) 介護職員その他の職員に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を年2回以上実施します。

8 褥瘡対策

施設では入所者に対し良質なサービスを提供する取り組みのひとつとして、褥瘡が発生しないような適切な介護に努めるとともに、褥瘡対策指針（別添）を定め、その発生を防止するための体制を整備します。

9 非常災害対策

消防法施行規則第3条に規定する消防計画及び風水害、地震等の災害に対処する計画に基

づき、また、消防法第8条に規定する防火管理者を設置して非常災害対策を行います。

- (1) 防火管理者には、事業所管理者を充てます。
- (2) 火元責任者には、事業所職員を充てます。
- (3) 非常災害用の設備点検は、契約保守業者に依頼する。点検の際は、防火管理者が立ち会います。
- (4) 非常災害設備は、常に有効に保持するよう努めます。
- (5) 火災の発生や地震が発生した場合は、被害を最小限にとどめるため、自衛消防隊を編成し、任務の遂行に当たります。

- (6) 防火管理者は、施設職員に対して防火教育、消防訓練を実施します。
- ① 防火教育及び基本訓練（消火・通報・避難）……年2回以上
(うち1回は夜間を想定した訓練を行う)
 - ② 利用者を含めた総合避難訓練……………年1回以上
 - ③ 非常災害用設備の使用方法の徹底……………隨時
- (7) 施設は前項に定める訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるように連携に務めます。
その他必要な災害防止対策についても必要に応じて対処する体制をとります。

10 事故の発生の防止および発生時の対応

- (1) 事故が発生した場合の対応について、(2) に規定する報告等の方法を定めた事故発生防止のための指針を整備します。
- (2) 事故が発生した場合又はそれに至る危険性がある事態が生じた場合に、当該事実を報告し、その分析を通じた改善策を職員に周知徹底する体制を整備します。
- (3) 事故発生の防止のための委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）および職員に対する研修を年2回以上行います。
- (4) 事故発生防止の措置を適切に実施するための担当者を配置しています。
- (5) 施設は、介護保険サービスの提供を行っている時に病状急変及びその他の障害が生じた場合は、速やかに医師又はあらかじめ定めた協力医療機関へ連絡を行う等、必要な措置を講じるとともに管理者に報告します。
- (6) 施設は、入所者に対するサービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに市町村等、入所者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。
- (7) 施設は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録します。
- (8) 施設は、入所者に対するサービス提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。
- (9) 当施設医師の医学的判断により、専門的な医学駆対応が必要と判断した場合、協力医療機関、協力鹿医療機関又は他の専門的機関での診療を依頼します。

11 虐待防止に関する事項

- 施設は、虐待の発生またはその再発を防止するため、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。
- (1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図ります。
 - (2) 虐待防止のための指針を整備します。
 - (3) 職員に対し、虐待の防止のための研修を年2回以上実施します。
 - (4) 前3号に定める措置を適切に実施するための担当者を設置します。
 - (5) 施設は、サービス提供中に職員または擁護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる入所者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報します。

12 職員の質の確保

当施設職員の資質向上のために、その研修の機会を確保します。

(1) 当施設は、すべての従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類するを除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じます。

13 衛生管理等

- (1) 入所者の使用する施設、食器その他の設備または飲用に供する水について、衛生的な管理に務め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品及び医療用具の管理を適正に行います。
- (2) 管理栄養士、栄養士、調理師等厨房勤務者は、毎月1回、検便を行います。
- (3) 定期的に、鼠族、昆虫の駆除を行います。
- (4) 施設において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じます。
 - ① 施設における感染症の予防およびまん延防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね3月に1回以上開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を行います。
 - ② 施設における感染症または食中毒の予防およびまん延の防止のための指針を整備しています。
 - ③ 施設において、職員に対し、感染症および食中毒の予防およびまん延の防止のための研修および訓練を年2回以上実施します。
 - ④ ①から③までのほか、「厚生労働大臣が定める感染症または食中毒の発生が疑われる際の対処等に関する手順」に沿った対応を行います。

14 業務継続計画の策定等

- (1) 感染症染症や非常災害の発生時において、入所者に対する介護保健施設サービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い、必要な措置を講じます。
- (2) 職員に対し、業務継続計画について説明、周知するとともに、必要な研修および訓練を年2回以上実施します。
- (3) 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

15 守秘義務および個人情報の保護

当施設職員に対して、当施設職員である期間および当施設職員でなくなった後においても、正当な理由が無く、その業務上知り得た入所者又はその家族の個人情報を漏らすことがないよう指導教育を適時行うほか、当施設職員等が本規定に反した場合は、違約金を求めるものとします。

16 要望及び苦情等の相談窓口

施設には支援相談員が勤務していますので、要望及び苦情をはじめ相談がありましたらお気軽にお問い合わせください。

電話（0770）72-5115

要望及び苦情等は、支援相談員をはじめ看護師長、介護士長、副施設長にお寄せいただければ、速やかに対応致しますが、廊下に備え付けられた「ご意見箱」をご利用いただき、管理者に直接お申し出いただくこともできます。なお、国民健康保険団体連合会及び大飯郡高浜町、おおい町へも申し出ることができます。

◎国民健康保険団体連合会

〒910-0843 福井市西開発4-202-1 自治会館内

TEL(0776)57-1611 FAX(0776)57-1615

受付時間：平日 午前8時30分から午後5時15分まで

◎高浜町保健福祉センター（保健福祉課 福祉グループ）

〒919-2292 大飯郡高浜町和田 117-68

TEL(0770)72-5887 FAX(0770)72-6109

受付時間：平日 午前8時30分から午後5時15分まで

◎おおい町保健福祉センターなごみ（住民福祉課 介護保険係）

〒919-2111 大飯郡おおい町本郷 92-51-1

TEL(0770)77-1155 FAX(0770)77-3377

受付時間：平日 午前8時30分から午後5時15分まで

17 その他

（1）入所に必要なもの

◎ 衣類（普段着、下着、靴下、パジャマ等）

- ・持ち物には必ずフルネームでご記名をお願い致します。
- ・タオル、バスタオル類は施設でご用意致します。
- ・貴金属、多額のお金、預金通帳、カード類等は持参されないようお願い致します。破損、紛失、盗難の責任は負いかねます。

（2）その他

施設の備品（ナースコール等）を破損された場合は、お話し合いの上、弁償していただく場合がございます。

指定短期入所療養介護サービスの開始にあたり、利用者に対して本書面に基づいて重要な事項を説明し交付しました。

説明日 令和 年 月 日

<事業者>

独立行政法人地域医療機能推進機構 若狭高浜病院附属介護老人保健施設

説明者

職種：支援相談員

氏名：

私は、本書面により、事業所から指定短期入所療養介護サービスについて重要事項の説明を受け同意しました。

令和 年 月 日

<利用者>

住所：_____

氏名：_____

<代理人>

住所：_____

氏名：_____ 利用者との続柄（ ）